

議案第 6 0 号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年岩倉市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第２号中「第３４条の２０第１項第４号」を「第３４条の２０第１項第３号」に改める。

第３７条第４号中「従事する場合」を「従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。